

第2期

都城市教育大綱

令和3年4月

都 城 市

目 次

はじめに

序 章

- 1 策定の趣旨
- 2 教育大綱の対象と計画体系
- 3 計画期間
- 4 施策の総合的かつ計画的な推進

教育大綱(本論)

第1章 育む人間像

第2章 教育の振興に関する総合的な施策の基本方針

- 1 明日を担う子どもの学力と社会を生き抜く力を伸ばします。
- 2 ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもを育みます。
- 3 常に学び、感性を磨き、文化の薫る豊かなまちを創ります。
- 4 地域を挙げて教育に取り組む、協働のコミュニティを実現します。

はじめに

本市は、三方を山々で囲まれた自然豊かな盆地に位置し、緑豊かな美しい自然に恵まれた環境にあります。また、歴史的には「島津家発祥の地」とも言われ、時代とともに変遷を重ねながら、交通の要衝として農林畜産業を中心に繁栄してきました。

こうした豊かな自然と歴史や伝統を身近に感じることができる素晴らしい教育環境のもと、本市では、“ふるさと都城”に誇りを持ちながら世界に羽ばたく子どもを育成するため、授業の工夫改善等による学力の向上はもちろんのこと、スポーツ・文化活動や郷土教育などを通した人間力育成にも積極的に取り組んでいます。

しかしながら、少子高齢化やグローバル化の進展、子どもの貧困などの社会情勢により、教育を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。

そのような中、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、都城市総合教育会議を設置し、地域の教育の課題やこれからを担う本市の宝である子どもたちに対する教育がどのようにあるべきかについて、協議を重ね、連携して教育環境の充実に取り組んでまいりました。

今後につきましては、第1期都城市教育大綱の下で進めてきた取組をさらに前進させるとともに、今回策定しました第2期教育大綱の下で、ICT環境の整備などの新たな課題に対応し、次代を担う子どもたちが、よりいっそう輝けるよう、家庭、学校、地域及び行政が一体となって取組を進め、人間力あふれる子どもたちを育んでまいります。



令和3年4月

都城市長 池田 宣永

序 章

序章

1 策定の趣旨

本市の教育大綱は、これまでの教育に関する取組を尊重しつつ、これからの中長期的な教育政策に関する方向性を明確化し、教育施策の総合的な推進を図るために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の「育む人間像」を定めるとともに、「教育に関する総合的な施策の基本方針」を定めるものです。

2 教育大綱の対象と計画体系

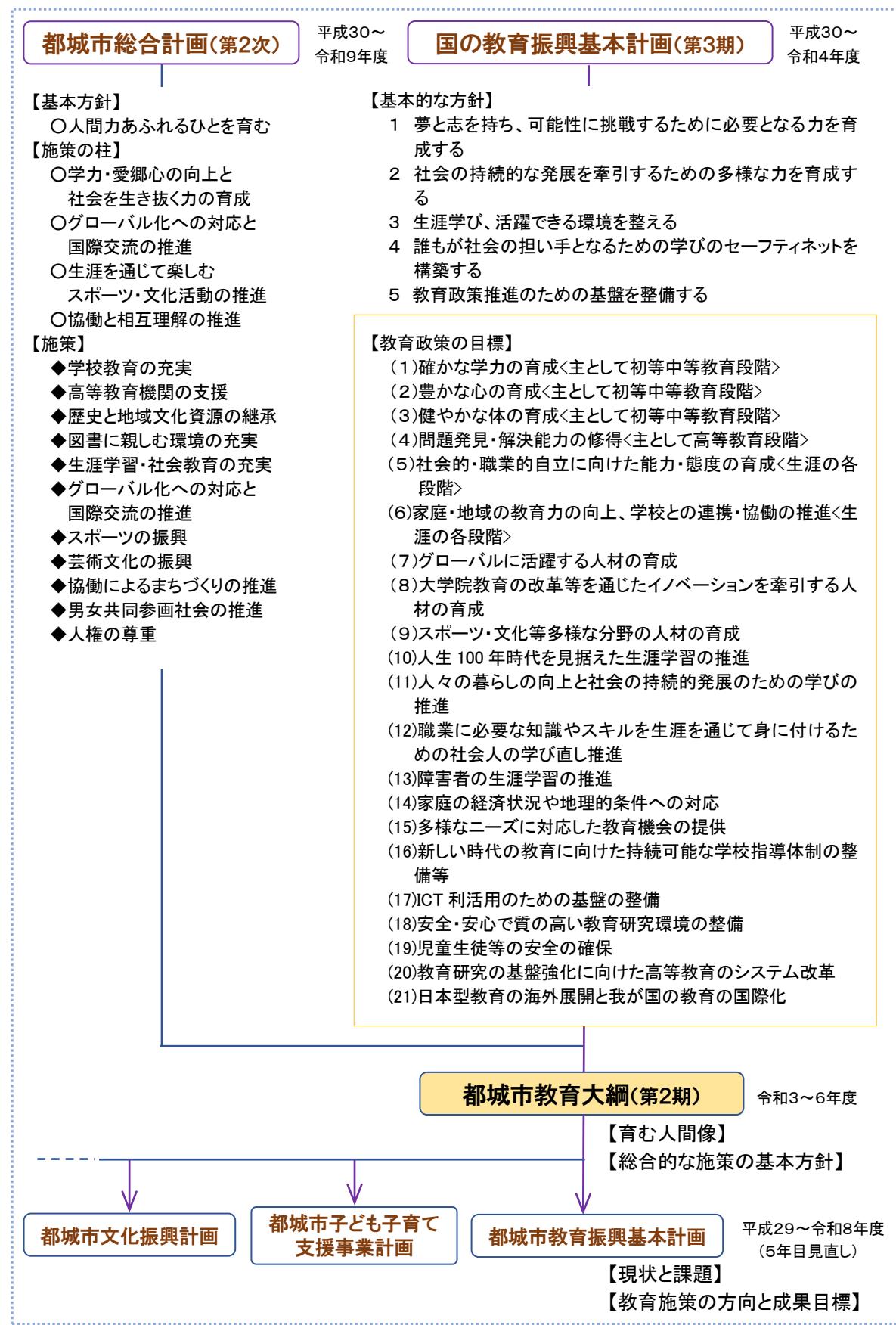
教育大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画（現在は第3期で計画期間は平成30年度～令和4年度）における基本的な方針を参考※して定めることとされており、策定の趣旨を踏まえ、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その基本となる方針を定めます。

本市の教育大綱においては、国の計画における教育行政の5つの基本的な方針を参考して策定します。

なお、詳細な施策については、各分野別の計画に委ねることとします（図1参照）。

※「参考」とは、「参考にする」という意味であり、国の第3期教育振興基本計画においては、基本的な方針の部分が大綱策定の際に参考すべき主要な対象とされています。

図1 計画の体系



3 計画期間

本市の教育大綱の計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。なお、教育を取り巻く状況の変化や国の次期教育振興基本計画の内容などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこともあります。

4 施策の総合的かつ計画的な推進

教育施策の意義を広く市民に伝え、推進していくためには、行政はもとより、地域社会や各家庭、企業、N P O 法人等、様々な分野の構成員の参画や協力を得ていくことが必要です。そのためには、本方針を広く周知するとともに、それぞれが推進の原動力となっていくように理解を求めていくことが何よりも大切です。

また、目標像を形にするためには、この教育大綱に基づき策定する分野別の方針や計画に沿った施策が、効果的かつ着実に実施されていくことが求められます。そのため、今後策定する各分野別の計画には可能な限り成果目標を掲げ、その達成状況を測定しつつ、必要に応じて、的確な課題抽出や分析を行い、不断の見直しにつなげていくことが重要です。

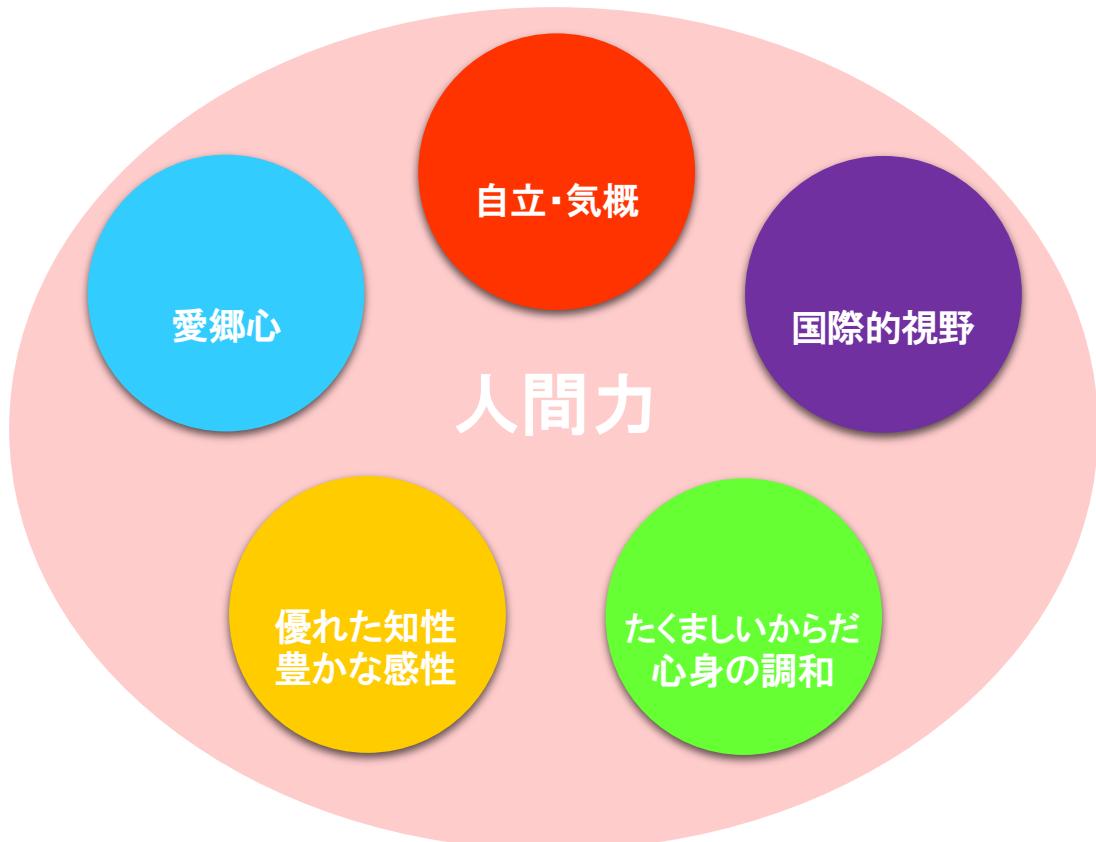
教育大綱(本論)

第1章 育む人間像

【育む人間像】

都城市の教育は、あらゆる教育の場を通じて、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として『優れた知性と豊かな感性とたくましいからだを備え、ふるさとを誇りに思う自立した人』を育むとともに、『時代を切り拓く気概を持ち、心身ともに調和のとれた、国際的視野に立って社会の発展に寄与できる人間力豊かな人』の育成を目指します。

これまでの取組の方向性を尊重しつつ、都城の市民一人一人が、健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に地域社会と関わり、自らの知性と感性で社会に貢献できるよう、育む人間像を定めます。



第2章 教育の振興に関する総合的な施策の基本方針

1 明日を担う子どもの学力と社会を生き抜く力を伸ばします。

施策の方向性 1 子どもの学力を伸ばします。

全国学力調査等の結果の数値的な根拠に基づく分析を進めます。また、小中一貫教育の推進等を通して授業の工夫改善や実践的な校内研究の実施に努め、教員一人一人の指導力の向上を図ります。さらに、ＩＣＴの効果的な利活用及び学習・指導環境の整備に取り組むとともに、家庭及び地域と連携して子どもの学力を確実に伸ばします。

なお、幼稚期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なステージと認識し、教育・保育環境の整備を図り、多様な保育サービスの充実に努めます。

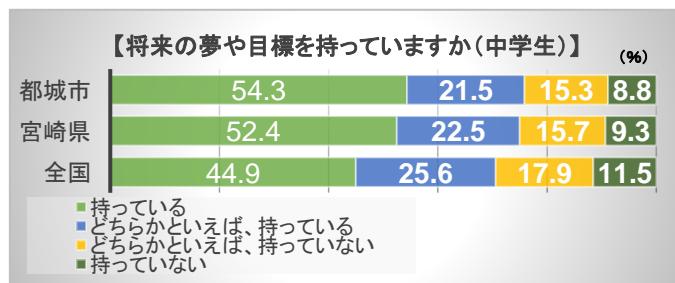


タブレット端末を使ったグループ学習

施策の方向性 2 子どもの社会を生き抜く力を伸ばします。

科学技術の劇的な進歩などの多様で変化の激しい社会の中で、夢と志を持ち、自ら学び、考え、行動する力を育みます。また、豊かな心を育むとともに、適切な食事と運動によって得られる健やかな体を持つ子どもを育成します。このことにより、社会の変化や課題に対応し、協働で乗り越えていく力を養い、困難に立ち向かう主体的・能動的な人間力豊かな人を育みます。

また、子どもの社会的・職業的自立を目指して、学校における縦の連携に加えて、学校・家庭・企業等の地域社会との横の連携も強化し、キャリア発達を促す教育の充実を図ります。



出典:令和元年度 全国学力・学習状況調査

2 ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもを育みます。



施策の方向性3 子どもの愛郷心を育みます。

郷土教育を推進し、長年にわたって伝承されてきた祭りや地域の伝統文化について理解を深め、主体的に参加することにより、歴史の息づくふるさと都城を生涯誇りに思う心を育み、地域社会を牽引していく力を醸成します。



都城六月灯 おかげ祭り



山之口弥五郎どん祭り

施策の方向性4 世界に羽ばたくグローバルな子どもを育みます。

語学教育や国際交流を積極的に進め、世界に羽ばたくグローバルな子どもや新たな価値を創造する子どもを育む教育を推進し、まちづくりの基本となる人づくりに繋げます。



ALTによる語学指導



モンゴル、ウランバートル市との交流

3 常に学び、感性を磨き、文化の薫る豊かなまちを創ります。

施策の方向性5 誰もが意欲を持って学べる環境を創ります。

誰もが常に学び、あるいは学び直す機会を充実します。また、少子化・核家族化の進展に伴って生じている、子どもや保護者を取り巻く深刻かつ緊急性のある課題に対応します。

いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学習できる生涯学習の機会提供に取り組むとともに、本市の知の拠点としての図書館を活用し、誰もが本に親しみ、意欲を持って学べる環境を創ります。



市立図書館

施策の方向性6 スポーツと芸術文化の振興に努めます。

誰もがそれぞれの体力や年齢に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進するとともに、国内外の競技力の高い選手を身近に感じる環境づくりを進めます。

市民団体等との連携をより一層進め、市民が優れた芸術文化に触れ、自ら芸術文化を創造し発信する機会を増やすことにより、文化の薫るまちを目指します。

施策の方向性7 歴史と地域文化資源を継承します。

地域の歴史を伝える数多くの有形・無形の文化財や伝統文化を継承していくためには、市民の認知度を上げ、より身近なものとして感じられることが必要です。

文化財を良好な状態で保存するとともに、市民が文化財や伝統文化に触れる機会の創出、情報の提供などを通じ、担い手の育成や保存・継承の機運を高めていきます。



紺糸威紫白肩裾丸大袖付
(国・重要文化財)

4 地域を挙げて教育に取り組む、協働のコミュニティを実現します。



施策の方向性8 コミュニティ・スクールの推進を図ります。

市内の全ての小・中学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域を挙げて子どもの健全な成長を促すことにより、学びの共同体の仕組みをつくります。



地域壮年部の協力による炊き出し訓練(乙房小学校)

施策の方向性9 高等教育機関との連携を高めます。

大学や高等専門学校等の高等教育機関との連携をより一層進め、それらの人材育成機能を活用し、多様な教育の場を創出します。また、高等教育機関の持つ技術や知見を地域社会の活力向上に活かします。

施策の方向性10 地域コミュニティの連携力・協働力を高めます。

人口減少の進む社会において、地域の伝統を守り、コミュニティの活力を維持するために、まちづくり協議会やNPO法人などの多様な市民団体等が、より一層自立的、主体的に連携することにより、協働できる社会づくりを進めます。



幸せ人々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

都城市総合政策部総合政策課
都城市教育委員会教育総務課

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号